

香川県条例第33号

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

香川県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（平成20年香川県条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）について、改正後の第5条第1項の規定を適用する場合においては、<u>同項第1号から第3号までの規定中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同項第2号ア中「納付に要する費用の額」とあるのは「納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」とする。</u></p> <p>3 平成30年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、改正後の第5条第1項の規定を適用する場合においては、<u>同項第2号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</u></p> <p>4 平成30年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第2項の規定により読み替えて適用する改正後の第5条第1項の規定を適用する場合においては、<u>同項第2号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下「退職被保険者等所属市町村」という。）について、改正後の第5条第1項の規定の適用については、<u>同項第1号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同項第2号ア中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「納付に要する費用の額」とあるのは「納付に要する費用の額から、調整対象基準額及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額」と、同項第3号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」とする。</u></p> <p>3 平成25年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村を除く。）について、改正後の第5条第1項の規定の適用については、<u>同項第2号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</u></p> <p>4 平成25年3月31日までの間、市町（退職被保険者等所属市町村に限る。）について、附則第2項の規定により読み替えて適用する改正後の第5条第1項の規定の適用については、<u>同項第2号ア中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「後期高齢者支援金及び病床転換支援金」とする。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第3項及び第4項の規定は、平成25年度分以後の香川県国民健康保険調整交付金条例（平成17年香川県条例第51号）第5条第1項の規定による普通調整交付金の交付について適用する。